

中部運輸局自動車交通部

令和元年5月29日 14:00発表

連絡先:

中部運輸局 自動車交通部

自動車監査官 岡田、大石、中西

TEL 052-952-8038

中部運輸局 愛知運輸支局

輸送・監査担当 本田、岡本

TEL 052-351-5313

乗合バス事業者を車両停止処分

中部運輸局は道路運送法違反を確認した下記事業者に対し、事業用自動車の使用停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分対象事業者及び営業所

事業者名: あおい交通株式会社

住所: 愛知県小牧市新町三丁目316番地

代表者: 松浦 秀則

営業所: 小牧東営業所

営業所所在地: 愛知県小牧市大字池之内字峠2309番地の1

2. 行政処分等の概要

道路運送法第40条の規定に基づき、令和元年5月29日付けで当該事業者(小牧東営業所)配置の事業用自動車の使用停止135日間(3両×33日車、1両×36日車)及び文書警告を行いました。

3. 違反内容の概要

小牧市のコミュニティバス「こまき巡回バス」の運行について、当該事業者から「車検切れ」の状態でのバスを運行した旨の報告があったため、小牧東営業所に対し監査を実施した結果、無車検運行、定期点検未実施、定期点検記録簿の不実記載など、道路運送法関係法令及び道路運送車両法関係法令の規定に違反する事実を確認しました。

(法令違反の詳細は次項)

4. 違反内容及び違反条項

- ①運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)

- ②事業用自動車について、定期点検整備(3ヶ月点検)を実施していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(道路運送車両法第48条)

- ③事業用自動車の定期点検整備記録簿に事実と異なる記載をしていた。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(道路運送車両法第49条)

- ④整備管理者に対する権限を付与していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(道路運送車両法第50条第2項)
(道路運送車両法施行規則第32条)

- ⑤自動車検査証の有効期間が満了している事業用自動車を運行していた。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(道路運送車両法第58条第1項)

5. 行政処分等事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分等により付された違反点数	13点
当該事業者の累積違反点数	14点

以上